

市・県民税、所得税の申告はお早めに

問合せ／市・県民税の申告…課税課 内線 2 2 3 4 所得税の申告…朝霞税務署 ☎(4 6 7) 2 2 1 1

平成29年度分(平成28年分)の市・県民税、所得税の申告時期になりました。申告期限間近になると、申告会場は大変混雑しますので、お早めに申告をお済ませください。

あらかじめ、証明書などの必要書類を整理しておく、申告がスムーズにできます。

また、医療費控除を受ける人は、必ず事前に領収書の計算をしていただくよう、ご協力をお願いします。

市・県民税の申告は市役所で

とき／2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日は除く) ※2月19日(日)は申告書の受付を行います。

午前9時～午後4時

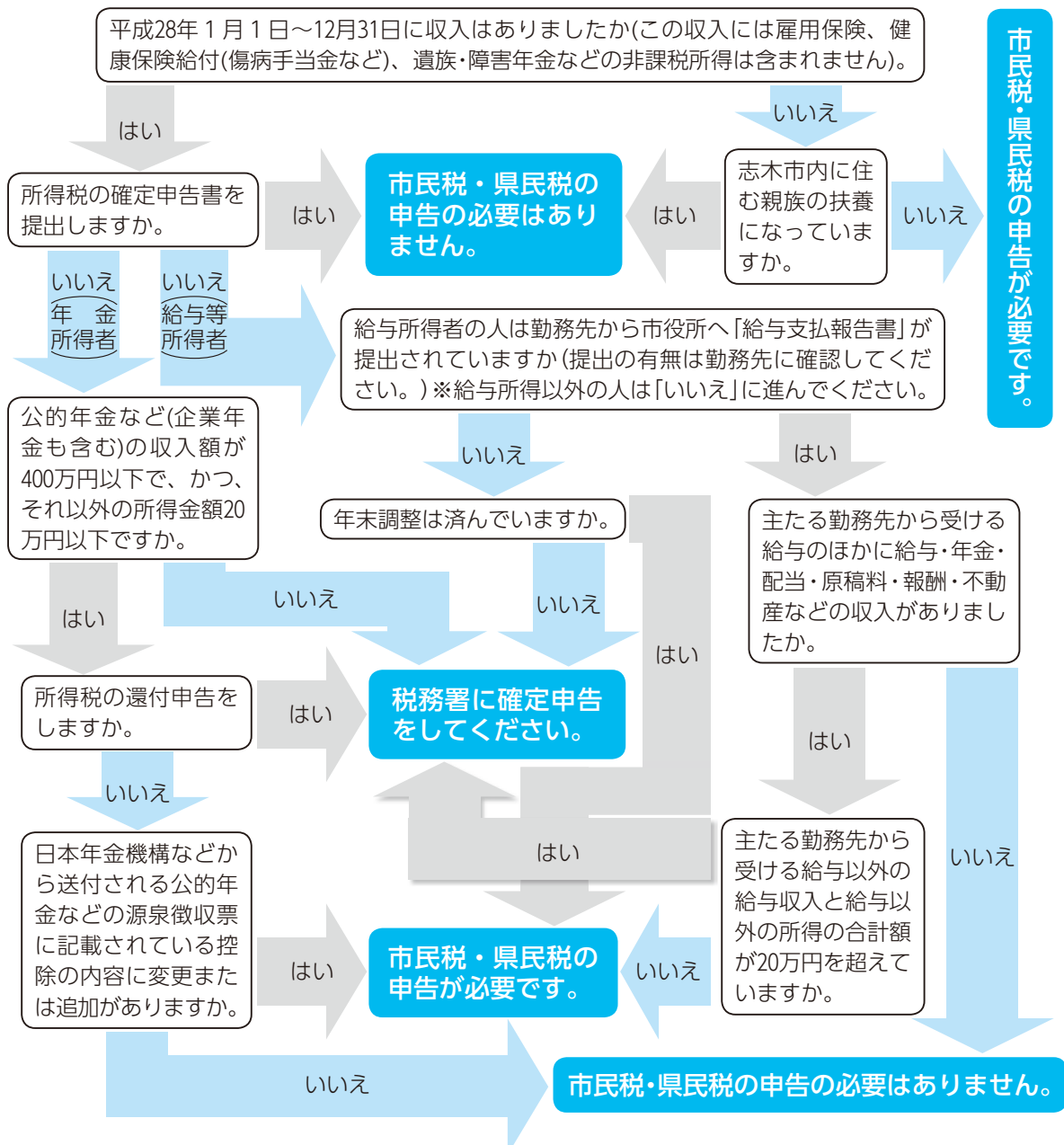
ところ／市役所

※所得税の確定申告は、上記期間中のみ市役所で受付します。上記期間外は市役所では確定申告書を受理することはできませんので、朝霞税務署で申告してください。

※申告期間中は大変混雑します。場合によっては数時間お待ちいただくこともありますのでご了承ください。

市・県民税申告が必要な人

市民税・県民税申告の必要の有無は、以下のフローチャートからご確認ください。



申告に必要なもの

- (1)市・県民税申告書 (2)印鑑 (3)給与及び年金所得者は、平成28年分の源泉徴収票
- (4)生命保険、地震保険、社会保険(国民健康保険、国民年金、介護保険など)に加入している人は、平成28年中に支払った分の領収書または証明書
- (5)障がい者の人は、障がいの程度の分かる各種手帳 (6)学生証または在学証明書
- (7)配偶者に所得があった人は、所得を確認できるもの(源泉徴収票など)
- (8)医療費の領収書(かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください)
- (9)マイナンバー関係書類(マイナンバーカード、通知カードなど)及び本人確認書類(写真付は1点、写真なしは2点以上)

※平成29年度以降、市・県民税の申告の際、国外居住親族に係る扶養控除などの適用を受ける人は、親族関係書類(親族であることを証明する書類)と送金関係書類(生活費や教育費に充てるための支払いを行ったことを明らかにする書類)の添付または提示が必要です。

各種所得控除の申告も忘れずに

所得控除を申告することで、税負担が軽減されます。

- ・配偶者(特別)控除
- ・扶養控除
- ・障害者控除
- ・寡婦(夫)控除
- ・医療費控除
- ・社会保険料控除
- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・寄付金税額控除 など

※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除

おむつ代の医療費控除をはじめて受ける人は、医師が発行する証明書が必要です。

医療費控除を受けるのが2回目以降の人は、当該年度に作成された介護保険の主治医意見書に「寝たきり状態であること」と「尿失禁発生の可能性があること」の記載があれば、「おむつ代の医療費控除確認書」を発行することができます。確認書が必要な人は、事前に長寿応援課へお問い合わせください。

障害者控除

障害者控除は、身体障害者手帳などの交付を受けている人が対象となります。ただし、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上の要介護認定者で、申請により次の①、②の状況であると認められる人は、障害者控除を受けることができますので、事前に長寿応援課へお問い合わせください。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人と同等の障がいの程度であること
- ②療育手帳の交付を受けている人と同等の障がい(認知症の状態にある人を含む)の程度であること

(注)障害者手帳の交付を受けている人は、重複して控除を受けることはできません。

問合せ／長寿応援課 内線 2 4 5 9

郵送での申告なら、待ち時間ゼロ!

必要事項を記入のうえ、必要書類、医療費控除を受けると人は医療費の領収書の原本(集計したもの)を必ず添付して、課税課へ郵送してください。

《参考》申告会場の混雑状況

初日から3日間、最終日前3日間、月曜日…非常に混雑
2月下旬～3月上旬、日曜日…比較的空いている

公的年金所得者の確定申告の簡素化

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要とされています(還付の申告書は提出することができます)。ただし、所得税の確定申告が不要の人でも、市・県民税の控除などを受けるための申告は、必要となりますのでご注意ください。

国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」

確定申告期間中は、申告会場で相続税の相談はお受けしていませんので、国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」[<https://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm>]のご利用をお願いします。なお、相続税・贈与税に関する一般的な質問や相談は、電話相談センターでお受けしています。朝霞税務署へ電話し、自動音声に従い「1」を選択した後、「3」を選択してください。

国税の納税は便利・安全・確実な口座振替を

- ◆納税をすっかり忘れることなく、振替日にご指定の預貯金口座から自動的に引き落とされます
 - ◆税務署などの窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全
 - ◆一度手続きをすれば、継続して利用できます
- 手続方法**／「預貯金口座振替依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要)を朝霞税務署または金融機関へ提出
- ※「預貯金口座振替依頼書」は、税務署で配付しているほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

問合せ／朝霞税務署管理運営部門 ☎(467)2945